

指定通所介護サービス・第1号通所事業（通所介護相当サービス）  
サービス利用契約書

高山市三福寺町1110番地5  
社会福祉法人 清徳会  
デイサービスセンター豊楽園

重要事項説明書 (P. 2～ P. 10)

指定通所介護サービス及び  
第1号通所事業（通所介護相当サービス）サービス利用契約書  
(P. 11～ P. 17)

## 重要事項説明書

通所介護サービス及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）（以下「第1号通所事業」という。）の提供にあたり、介護保険法で規定される厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月31日厚生労働省令第35号）に基づき、当事業者がお伝えすべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者について

法人名	社会福祉法人清徳会
所在地	岐阜県高山市新宮町1322番地1
電話番号	0577-36-5565
代表者名	理事長 剣田 廣喜
設立年月日	昭和63年10月18日

### 2. 事業所について

#### (1) 名称・所在地

施設の種類	指定通所介護事業所 平成12年3月17日岐阜県指定 2172700151 第1号通所事業所 平成30年4月1日高山市指定 2172700151 当事業所は特別養護老人ホーム豊楽園に併設されています。
事業所の名称	デイサービスセンター豊楽園
施設の所在地	岐阜県高山市三福寺町1110番地5
電話番号等	(電話) 0577-32-5565 (FAX) 0577-32-5567
管理者氏名	寺井 信裕
開設年月日	平成元年8月1日

#### (2) ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	指定番号	利用定数
施設	指定介護老人福祉施設	平成12年4月1日	2172700078	50名
居宅	指定短期入所生活介護	平成12年3月17日	2172700078	4名
	指定介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日		

#### (3) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態及び基本チェックリストに該当する高齢者等に対し、居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）に基づき、適正な通所介護及び第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。

#### (4) 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活

を営むことの出来るよう支援する。又、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

(5) 事業所の概要及び設備

建物の構造		面積	備考
鉄筋コンクリート造一部2階建		2,847.87 m <sup>2</sup>	
設備の種類	数量	面積	特色
食堂及び機能訓練室	1	159.50 m <sup>2</sup>	車椅子対応昇降テーブル
静養室	1	33.00 m <sup>2</sup>	
相談室	1	9.36 m <sup>2</sup>	
トイレ	1	25.50 m <sup>2</sup>	
浴室	1	184.08 m <sup>2</sup>	一般浴、車椅子浴

※スプリンクラー、自動火災報知器等防災機器の設置。カーテン、布団は防炎性能のある物を使用しています。

3. 職員

(1) 管理者

運営方針を遵守し、施設の職員管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員

運営方針を遵守し、利用者や身元引受人への相談業務及び快適な介護サービスが提供できるように支援します。

(3) 介護職員

運営方針を遵守し、ケアプランに沿って適切な介護サービスを行います。

(4) 看護職員

運営方針を遵守し、常に利用者の心身の状況を把握しケアプランに沿って介護等のサービスを行います。

(5) 機能訓練指導員

運営方針を遵守し、利用者の機能回復訓練を行います。

4. 営業時間

営業日	毎年4月1日～翌年3月31日 なお、1月1日から3日は休業します。
営業時間	月～土 9:00～18:00

5. 利用定員

利用定員	40名
------	-----

6. 事業の実施地域

実施地域	高山地域、丹生川地域（町方周辺区域）及び国府地域（三川周辺区域）
------	----------------------------------

7. サービス利用料金

下記の料金表に基づき、ご利用者の要介護度等に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と食費をお支払い下さい。

(1) 介護給付通所介護 (円/回)

ア. サービス提供時間 8時間以上9時間未満

介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
大規模型 I 通所介護  8時間以上 9時間未満	① 基本報酬	6,470	7,650	8,850	10,070	11,270
	② サービス提供加算	180				
	② 入浴介助加算	400				
	④ 上記①～③のうち、介護保険から給付される金額(90%)	6,345	7,407	8,487	9,585	10,665
	⑤ 介護サービス費に係る自己負担額 (① + ② + ③ - ④)(10%)	705	823	943	1,065	1,185
	⑥ 食費	700				
⑦ 自己負担額合計 (⑤+⑥)		1,405	1,523	1,643	1,765	1,885

イ. サービス提供時間 7時間以上8時間未満

介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
大規模型 I 通所介護  7時間以上 8時間未満	① 基本報酬	6,290	7,440	8,610	9,800	10,970
	② サービス提供加算	180				
	② 入浴介助加算	400				
	④ 上記①～③のうち、介護保険から給付される金額(90%)	6,183	7,218	8,271	9,342	10,395
	⑤ 介護サービス費に係る自己負担額 (① + ② + ③ - ④)(10%)	687	802	919	1,038	1,155
	⑥ 食費	700				
⑦ 自己負担額合計 (⑤+⑥)		1,387	1,502	1,619	1,738	1,855

※一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割又は3割になります。

- ①低栄養状態の改善を目的として栄養改善加算を実施した場合は1か月200～400円算定致します。
- ②若年性認知症利用者を受入した場合は1日60円を加算致します。
- ③個別機能訓練加算(I)を実施した場合は1日56円を加算致します。
- ④厚生労働省に介護に関わる情報を提供した場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40円を加算致します。
- ⑤介護職員等処遇改善加算(介護職員等ベースアップ等支援加算含む)として介護サー

ビス利用料金の 8.2%（令和 6 年 6 月より 9.2%）を加算致します。

(2) 第 1 号通所介護（円／月）

介護度		基本チェックリスト該当者 要支援 1	要支援 2
第 1 号通所事業	1 基本報酬	17,980	36,210
	2 サービス提供加算	720	1,440
	3 生活機能向上グループ活動加算	1,000	
	4 上記 1～3 の合計のうち、介護保険から給付される金額（90%）	17,730	34,785
自己負担額合計（1+2+3-4）（10%）		1,970	3,865
食費（利用回数毎に昼食代 700 円がかかります）			

※一定以上所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が 2 割又は 3 割になります。

- ①低栄養状態の改善を目的として栄養管理を実施した場合は、栄養改善加算 1 か月 200 円算定致します。その場合、生活機能向上グループ活動加算は算定されません。
- ②若年性認知症利用者を受入した場合は 1 か月 240 円を加算致します。
- ③厚生労働省に介護に関わる情報を提供した場合は、科学的介護推進体制加算として、1 月につき 40 円を加算致します。
- ③ 介護職員等処遇改善加算（介護職員等ベースアップ等支援加算含む）として介護サービス利用料金の 8.2%（令和 6 年 6 月より 9.2%）を加算致します。

(3) 食事について

当事業所では、管理栄養士の献立により栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。一食 700 円を利用回数に応じご負担いただきます。

(4) キャンセル料について

通所介護サービス及び第 1 号通所事業サービスを正当な理由なくキャンセルした場合には、以下の通りのキャンセル料等をいただく場合があります。

- ア. 前日までのキャンセルについては無料
- イ. 当日のキャンセルについては午前 8 時までは無料、8 時以降は 1,000 円
- ウ. 利用当日来園され、午前 10 時 30 分までに帰宅された場合は 1,000 円
- エ. 利用当日来園され、正午までに帰宅された場合は、キャンセル料 1,000 円と昼食代 700 円（合計 1,700 円）
- オ. エ以降については、通常の 1 日分の利用料をご負担いただきます。

(5) 延長等時間外の料金

サービス提供時間を超えて利用された場合は、1 時間につき 200 円の時間外料金をご負担いただきます。又、夕食を提供した場合は、夕食代 445 円がかかります。

(6) 高額介護サービス費について

サービス利用料金について、自己負担額の一定額を超えた部分を高額介護サービス費として払い戻す制度があります。詳しくは市町村の窓口へお尋ね下さい。

(7) 利用料金の支払い方法について

前月(1日から月末まで)のご利用に対する利用料金請求書を翌月15日までに送付します。

お支払いは、毎月27日(休日に当たる場合は翌日)に指定の口座から自動引き落としとさせていただきます。この場合、領収書は翌月の請求書送付時に同封してお送りいたします。

自動引き落としの契約ができない場合は、同封の振り込み用紙にて請求書が送付された当月の月末までに金融機関からお振り込みください。この場合は、金融機関が発行する領収書で当法人の領収に代えさせていただきます。

指定振り込み金融機関及び口座番号

高山信用金庫 三福寺支店(さんふくじしてん) 普通預金 No. 0031315

名 義

社会福祉法人 清徳会 特別養護老人ホーム 豊楽園 理事長 劔田 廣喜

8. 苦情等の申立て窓口

当施設のサービスについて、不明な点や疑問、苦情については、下記の苦情相談窓口で対応します。また、ご意見箱や当事業者で設置する第三者委員での受付けも致しておりますのでご利用下さい。

(苦情相談窓口)

担当者	受付時間	連絡先
管理者	8:30~17:30	0577-32-5565
生活相談員		0577-32-5565

(第三者委員)

氏名	受付時間	連絡先
田中 正躬	8:30~17:30	0577-32-6643
中丸 輝彦		0577-33-5983

※第三者委員とは、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため外部の有識者に委嘱した組織です。

(行政機関等)

相談窓口	受付時間	連絡先
高山市 高年介護課	8:30~17:15	0577-35-3178
高山市包括支援センター	8:30~17:15	0577-35-2940
岐阜県運営適正化委員会	8:30~17:15	058-278-5136

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。  
また緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関名	久美愛厚生病院
	高山赤十字病院

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 10. 非常災害時の対応

災害時の対応	別に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にもとづいて対応を行います。
近隣との協力関係	三福寺町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別に定める「特別養護老人ホーム豊楽園 防災計画」にもとづいて夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプリンクラー</li> <li>・自動火災報知器</li> <li>・誘導灯</li> <li>・ガス漏れ報知器</li> <li>・排煙窓・防煙壁</li> <li>・屋内消火栓</li> <li>・非常通報装置</li> <li>・漏電火災報知器</li> <li>・非常用電源</li> <li>・カーテン・布団等は、防災性能のある物を使用しております。</li> </ul>
消防計画等	毎年高山消防署へ提出 防火・防災管理者 施設長

## 11. 事故発生の防止及び発生時の対応について

事故の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合の報告、改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備します。
- (2) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的の実施します。  
また、施設内において、予期せぬ事故が発生した時は、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

①利用者及び身元引受人への対応

(i) 最善の処置

介護事故が発生した場合、先ず利用者に対して可能な限りの緊急措置を行うとともに、看護職員とともに最善の処置を行います。

(ii) 管理者への報告

速やかに管理者に報告するとともに、状況に応じて担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

(iii) 利用者及び身元引受人等への説明

できるだけ速やかに利用者や身元引受人に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

(iv) 事故記録と報告

速やかに事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

②行政機関等への報告

重大な介護事故や死亡事故などが発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

12. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、職員に対して、虐待を防止するための研修を定期的実施します。

13. 衛生管理等について

施設において感染症又は食中毒が発生した場合は、それがまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対して感染症等を防止するための研修及び訓練を定期的実施します。

14. 個人情報保護について

当施設では、個人情報保護に積極的に取り組み、よりよいサービスの提供等本来の利用目的の範囲を超えて利用はいたしません。なお、この場合の個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を選別できる情報をいいます。

15. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 通所介護計画及び第1号通所事業計画



当事業所では、利用者の心身の状況やご希望、環境を踏まえて機能訓練などの目標、目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画又は第1号通所事業計画を作成します。

なお、ケアプランが作成されている場合は、それに沿って作成し、計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容の確認をするものとします。

#### 17. 契約の終了について

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- (1) 要介護認定により心身の状況が自立と判定された場合。(基本チェックリスト該当者は除く。)
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合。
- (3) 事業者から契約解除の申し出を行った場合。
- (4) 利用者又は家族が、職員の生命、身体、財産及び名誉を傷つけるなど、その人権を侵害した事により、本契約を継続しがたい事情が認められた場合。
- (5) 利用者又は家族等と、事業者との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合。
- (6) 利用者及び家族によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、その支払を督促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- (7) 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- (8) 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- (9) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

#### 18. 利用者の所持品の引き取りについて

利用契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)は、すみやかにご本人や身元引受人又はご家族に引き取って頂きます。

引き渡しにかかる費用が生じたときは、身元引受人又はご家族負担となります。

#### 19. 身元引受人及び連帯保証人の責務について

利用者が当施設を利用するために必要なすべての事項に対する最終的な責任を負っていただきます。特に「指定通所介護サービス及び第1号通所事業(通所介護相当サービス)サービス利用契約書」の第13条(身元引受人)及び第14条(連帯保証人)に定める事項については必ずご確認ください。

#### 20. 当事業所利用にあたっての留意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は、本来の用法に従って利用して下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	敷地内全面禁煙。
迷惑行為等	他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	自己管理を原則とします。なお、貴重品についてはご相談下さい。
ハラスメント	ハラスメントに該当する行為により、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解ご了承下さい。

21. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日（直近実施日）	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

## 指定通所介護サービス及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）

### サービス利用契約書

甲（利用者）

---

乙（事業者） 社会福祉法人 清徳会

（事業所） デイサービスセンター 豊楽園

利用者（以下「甲」という。）は、指定通所介護事業所及び第1号通所事業所（通所介護相当サービス）（以下「第1号通所事業」という。）デイサービスセンター豊楽園（以下「乙」という。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり「指定通所介護サービス及び第1号通所事業サービス利用契約」を締結します。

#### 記

##### （契約の目的）

- 第1条 本契約は、介護保険法関係諸法令の定めるところ及びこの契約書に従い、乙が甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービス及び第1号通所事業サービスを提供することを目的とします。
- 2 乙は、甲の要介護・要支援状態区分等に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、「重要事項説明書」の記載に従い利用料の自己負担分を支払います。

##### （契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了2週間前までに甲から更新の拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、契約更新の意思があるものとし、本契約と同一内容で1年間契約を更新するものとします。以後も同様とします。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

##### （乙が提供できる介護サービスの内容）

- 第3条 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙

が甲に交付した重要事項説明書記載の事業所において、通所介護サービス及び第 1 号通所事業サービスを提供します。なお、サービス内容については次のとおりです。

- (1) 食事、排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の援助
- (2) 健康管理
- (3) 介護相談
- (4) 送迎（身体的事情等から送迎が必要な場合）
- (5) アクティビティ（レクリエーション）
- (6) 生活機能向上グループ活動サービス

2 乙は、介護保険給付外の通所介護サービス及び第 1 号通所事業サービスとして、食事を提供します。

（サービス記録）

第 4 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から 5 年間保存します。

2 甲及び甲の家族は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・コピーを求めることができます。コピーの場合、乙は、実費相当額を請求することができます。

（契約の終了）

第 5 条 次の各号に該当する場合は本契約は終了します。

- (1) 甲が死亡したとき
- (2) 甲が第 6 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
- (3) 乙が第 7 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき
- (4) 当法人が解散、破産等のやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- (5) 当施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (6) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（甲の解除権）

第 6 条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、2 週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（乙の解除権）

第 7 条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3 週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- (1) 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を 3 か月以上滞納したとき
- (2) 甲の行動が、他の利用者若しくは乙の職員の生命又は健康に重大な影響を及ぼし、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断されるとき
- (3) 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと判断されるとき
- (4) 甲が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為又は施設損傷行為をなし、改善の見込みがないとき

(5) 甲の身元引受人や家族が、甲の施設利用安定のための乙からの協力要請に対し、正当な理由なく拒否するとき

(通所介護計画及び第1号通所事業計画の作成及び変更)

第8条 乙は、甲の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づき、速やかに通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成します。

2 通所介護計画及び第1号通所事業計画は、通所介護及び第1号介護事業の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 乙は、通所介護計画及び第1号通所事業計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し必要に応じて当該通所介護計画及び第1号通所事業計画の変更を行います。また、ケアプランに変更があった場合も同様です。

4 甲は乙に対し、いつでも通所介護計画及び第1号通所事業計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は明らかに変更の必要がないとき又は変更が、第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように変更します。

5 乙は、通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成又は変更したときは、甲及び甲の家族に対しその内容を書面にて説明し確認するものとします。

(ケアプラン変更の援助)

第9条 乙は、甲がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡するなど必要な援助を行います。

(介護保険等の適用を受けないサービスの説明)

第10条 乙は、その提供するサービスのうち、介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第11条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情処理)

第12条 甲及び甲の身元引受人は、乙が提供するサービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」に記載の苦情受付窓口に関合せや苦情の申立てをなすことができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無並びに改

善の方法について甲に報告します。

- 2 乙は、甲及び甲の身元引受人から前項の問合せや苦情の申立てがなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益や、差別的取り扱いもいたしません。

(身元引受人)

第 13 条 乙は甲に対し、身元引受人を求めます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、成年後見制度及び日常生活自立支援事業に基づき関係機関と協議して決定します。

- 2 身元引受人は、次の責任を負います。

甲が疾病等により医療機関に受診、入院する場合、手続きが円滑に進行するよう協力する。

(連帯保証人)

第 14 条 乙は甲に対し、連帯保証人を求めます。連帯保証人は、次の各号の責任を負いません。

- (1) 連帯保証人は、乙に対して甲が本契約上負担する一切の債務を、極度額 100 万円の範囲内で連帯して保証する。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- (2) 連帯保証人から請求があったときは、乙は、連帯保証人に対し、遅滞なく、甲の利用料の支払い状況や滞納額等、甲の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(サービス利用料金の支払)

第 15 条 甲は、要介護度に応じて第 3 条に定めるサービスを受け、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づき、甲が負担すべき額を乙に支払ものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用料金は、1 か月ごとに計算し、甲はこれを翌月末日までに指定した方法で支払うものとします。

(サービス利用料金の変更)

第 16 条 前条に定めるサービス利用料金について、介護報酬の改定、経済状況の著しい変化、その他諸般の事情によりやむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して変更内容を事前に説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 2 甲は、前項の変更不同意の場合には、本契約を解除することができます。
- 3 甲が第 1 項に基づき契約内容を変更する場合は、契約内容の詳細をあらわした「重要事項説明書」で乙が甲に対し説明し、同意を受け署名を得ることを以って契約の更新とします。

(守秘義務)

第 17 条 乙及び乙の職員は、通所介護サービス及び第 1 号通所事業サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する個人情報を提供できるものとします

3 乙は、居宅介護支援事業者等に対して、本契約に関する甲の情報を提供する場合があります、予め本契約にて同意を得るものとします。

(裁判管轄)

第 18 条 この契約に関する紛争の訴えは、乙の住所地を管轄する裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とします。

(契約に定めのない事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、乙は、甲及び甲の身元引受人との間で協議のうえ誠意をもって解決するものとします。

私は、通所介護サービス及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供に際し、利用者及び身元引受人に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月31日厚生労働省令第35号）に定める重要事項の説明を行いました。

年 月 日

指定通所介護サービス事業所 デイサービスセンター豊楽園

説明者職氏名 生活相談員

本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

1. 私（利用者及び身元引受人）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、理解したうえでサービスの提供開始に同意し、本契約を申し込みます。
2. 契約書第17条第3項に定める規定について、会議等で必要な場合に個人情報（家族を含む）を用いることにつき予め同意します。

利用者（「甲」） 住 所

氏 名 ⑩

私は、利用者の意思を確認したうえ次の理由により署名を代筆しました。

（1. 寝たきり 2. 認知症 3. 手の障害 4. その他 ）  
住所について入所者と同じ場合は「同上」と記入

署名代筆者 住 所

氏 名 ⑩

（甲との続柄 ）



